

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
◎高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則	1
◎知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則	1
◎附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
◎高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
訓令	
◎高知県危機管理のための当直に関する規程の一部を改正する訓令	5
告示	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（6件）	（治山林道課） 5
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出	（漁業管理課） 6
○漁船損害等補償法による同意成立（26件）	（ " ） 6
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（26件）	（ " ） 7
○道路の区域変更	（道 路 課） 9
高知海区漁業調整委員会指示	
○浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る指示	9
落札公告	
○落札者等の公告	（管 財 課） 10
----- <b>規 則</b> -----	
高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。 平成29年3月24日 高知県知事 尾崎 正直	

**高知県規則第11号**  
**高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則**  
 高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年高知県条例第52号）附則第2号の規定に基づき、同号に掲げる規定の施行の日は、平成29年5月30日とする。

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成29年3月24日  
 高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第12号**  
**知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則**  
 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成13年高知県規則第144号）の一部を次のように改正する。  
 第16条第2項第1号及び第4号中「第28条」を「第29条」に改める。

**附 則**  
 この規則は、平成29年5月30日から施行する。

附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成29年3月24日  
 高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第13号**  
**附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則**  
 附属機関の委員等の報酬に関する規則（昭和43年高知県規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中  
 「  
 いじめ問題再調査委員会委員  
 」  
 を  
 「  
 いじめ問題再調査委員会委員  
 スポーツ推進審議会の委員及び臨時委員  
 」  
 に、  
 「  
 後期高齢者医療審査会委員  
 」

」  
 を  
 「  
 後期高齢者医療審査会委員  
 国民健康保険運営協議会委員  
 」

に改め、  
 「  
 宅地建物取引業審議会委員  
 」

及び  
 「  
 スポーツ推進審議会の委員及び臨時委員  
 」

を削る。  
**附 則**  
 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成29年3月24日  
 高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第14号**  
**高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則**  
 高知県特定非営利活動促進法施行細則（平成10年高知県規則第114号）の一部を次のように改正する。  
 第2条の次に次の1条を加える。  
 （公表の方法）

**第2条の2** 条例第3条第1項ただし書の規則で定める方法は、県庁前の掲示場その他公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。  
 第3条中「高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課」を「高知県文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課」に改める。  
 第7条第4項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。  
 第23条第3項中「又は第4項」を削り、同項第4項中「助成金の支給を行ったときの届出書は」を「届出書は、」に改め、「、海外への送金又は金銭の持出を行うとき（同条第3項の規定により事後に届け出るときを含む。）の届出書は別記第23号様式に」を削る。  
 第24条の見出し中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定

特定非営利活動法人」に改め、同条中「又は第4項」を削る。

第25条第1項中「別記第24号様式」を「別記第23号様式」に改める。

別記第4号様式中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

別記第5号様式中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定に」を「特例認定に」に改め、「及び第4項」を削る。

別記第6号様式から別記第8号様式までの規定中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

別記第16号様式を次のように改める。

第16号様式（第18条関係）

9.1センチメートル

第 号

身分証明書

所属  
職名  
氏名

年 月 日生  
年 月 日

有効期限

年 月 日

高知県知事 印

写真貼り付け箇所

6.4センチメートル

- 備考 1 中央の点線から二つ折りとする。  
2 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

(裏面)

特定非営利活動促進法（抜粋）  
(報告及び検査)

**第41条** 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 略

3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告及び検査)

**第64条** 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3～6 略

7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。

**第80条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

(1)～(9) 略

(10) 第41条第1項又は第64条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

備考 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

別記第17号様式及び別記第19号様式中「仮認定」を「特例認定」に改める。

別記第21号様式中「（仮認定）を「（特例認定）」に、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、「（その金額が200万円以下の場合に限ります。）」を削る。

別記第22号様式中「認定又は仮認定」を「認定又は特例認定」に、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

別記第23号様式を削る。

別記第24号様式中「認定（仮認定）を「認定（特例認定）」に、「又は仮認定」を「又は特例認定」に、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同様式を別記第23号様式とする。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県規則第15号

##### 高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成2年高知県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1計測機器の項中

磁気探傷器	1台	1時間につき1,050円	、
表面粗さ測定器	1台	1時間につき1,310円	、
赤外線温度解析装置	1台	1時間につき1,600円	、
超音波映像装置	1台	1時間につき1,900円	及び
ギアバランス測定装置	1台	1時間につき680円	を削
り、同表分析機器の項中「2,660円」を「2,180円」に改め、			
燃焼－イオンクロマトグラフ装置	1台	1時間につき2,330円	を
燃焼－イオンクロマトグラフ装置	1台	1時間につき2,330円	に改
多機能性マルチモードプレートリーダー	1台	1時間につき1,820円	
バイオクリーンベンチ	1台	1時間につき530円	

め、同表加工機器の項中

大型切断機	1台	30分につき880円	、
恒温恒湿槽	1台	1日につき1,640円	、
雰囲気焼成炉	1台	1時間につき740円	、

ロール圧延機	1台	1時間につき2,150円	及び
5軸制御マシニングセンタ	1台	1時間につき1,490円	を削

る。  
別表第2 定性分析の項中

蛍光X線分析	1 試料	5,680円
蛍光X線分析以外のもの	1 試料	6,400円

蛍光X線分析	1 試料	5,680円
X線回折	1 試料	5,730円
その他特殊機器による定性分析	1 試料	6,400円

に改め、同表機械金属材料試験の項中

超音波試験	1 試料	1時間につき4,590円
-------	------	--------------

を削り、

輪郭形状測定試験	1 試料	1項目につき3,640円
----------	------	--------------

輪郭形状測定試験	1 試料	1項目につき3,640円
非接触三次元形状測定試験	1 試料	1時間につき5,250円

に改める。

**附 則**

(施行期日)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。

高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第16号**

**高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年高知県規則第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**高知県立林業大学の設置及び管理に関する条例施行規則**

第1条中「高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例」を「高知県立林業大学の設置及び管理に関する条例」に、「高知県立林業学校（以下「林業学校」を「高知県立林業大学校（以下「林業大学校」に改める。

第2条中「林業学校」を「林業大学校」に、「20人」を「20人、専攻課程にあつては1学年につき30人」に改める。

第3条第1項中「林業学校」を「林業大学校」に改め、同項の表中

基礎課程	森林科学、森林施業、森林・林業経営、木材利用等についての専門的知識及び技術に関する演習及び実習並びに学理
------	--

を

基礎課程	森林科学、森林施業、森林・林業経営、木材利用等についての専門的知識及び技術に関する演習及び実習並びに学理
専攻課程	<ol style="list-style-type: none"> <li>森林管理コース 森林・林業経営、救急法、労働安全衛生等の共通科目（以下この表において「共通科目」という。）、公共政策、森林GIS、森林施業プランナー等についての専門的知識及び技術に関する演習及び実習並びに学理</li> <li>林業技術コース 共通科目、高性能林業機械、架線技術、作業道等についての専門的知識及び技術に関する演習及び実習並びに学理</li> <li>木造設計コース 共通科目、木造建築等についての専門的知</li> </ol>

識及び技術に関する演習及び実習並びに学理

に改める。

第4条第1項及び第2項並びに第5条第1項及び第2項第5号中「林業学校」を「林業大学校」に改める。

第6条第1項中「林業学校」を「林業大学校」に、「基礎課程」を「基礎課程及び専攻課程」に改める。

第7条第3項中「基礎課程」を「基礎課程及び専攻課程」に改める。

第9条中「林業学校」を「林業大学校」に改める。

第10条中「林業学校」を「林業大学校」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

**第10条** 知事は、林業大学校の適切な運営のため、林業大学校長（次項において「校長」という。）を置くものとする。

2 校長の職務は、次に掲げる事項とする。

(1) 林業大学校の各種式典への出席

(2) 林業大学校の運営及び研修内容等への助言

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が校長と協議して定める職務

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

訓 令

高知県訓令第1号

危機管理部

高知県危機管理のための当直に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県危機管理のための当直に関する規程の一部を改正する訓令

高知県危機管理のための当直に関する規程（平成24年3月高知県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第3項」を「第2項」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第203号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成2年4月農林水産省告示第578号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第204号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成2年8月農林水産省告示第1100号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに香美市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第205号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成2年8月農林水産省告示第1107号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに宿毛市役所及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第206号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成2年12月農林水産省告示第1525号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第207号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成3年1月農林水産省告示第60号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに係る市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 高知県告示第208号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成3年2月農林水産省告示第253号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 高知県告示第209号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

幡多郡大月町	浦 木 進
〃 〃	谷 口 臣 生
〃 〃	横 山 政 美

(2) 加入区の名

月灘加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成29年3月24日から同年4月7日まで

(2) 縦覧場所

すくも湾漁業協同組合月灘支所

#### 高知県告示第210号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

佐喜浜町加入区

#### 高知県告示第211号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

椎名加入区

#### 高知県告示第212号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

三津加入区

#### 高知県告示第213号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

高岡加入区

#### 高知県告示第214号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

室戸岬加入区

#### 高知県告示第215号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

室戸加入区

#### 高知県告示第216号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

加領郷加入区

#### 高知県告示第217号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

安田町加入区

#### 高知県告示第218号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

穴内加入区

#### 高知県告示第219号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

御豊瀬加入区

#### 高知県告示第220号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知市加入区

#### 高知県告示第221号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項

<p>の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。</p> <p>平成29年3月24日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>久礼加入区</p> <p><b>高知県告示第227号</b></p> <p>漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。</p> <p>平成29年3月24日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>条の2第3項の規定により告示する。</p> <p>平成29年3月24日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>
<p>春野町加入区</p> <p><b>高知県告示第222号</b></p> <p>漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。</p> <p>平成29年3月24日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>佐賀町加入区</p> <p><b>高知県告示第228号</b></p> <p>漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。</p> <p>平成29年3月24日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>古満目加入区</p> <p><b>高知県告示第233号</b></p> <p>漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。</p> <p>平成29年3月24日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>
<p>新居加入区</p> <p><b>高知県告示第223号</b></p> <p>漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。</p> <p>平成29年3月24日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>下田加入区</p> <p><b>高知県告示第229号</b></p> <p>漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。</p> <p>平成29年3月24日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>泊浦加入区</p> <p><b>高知県告示第234号</b></p> <p>漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。</p> <p>平成29年3月24日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>
<p>宇佐加入区</p> <p><b>高知県告示第224号</b></p> <p>漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。</p> <p>平成29年3月24日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>以布利加入区</p> <p><b>高知県告示第230号</b></p> <p>漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。</p> <p>平成29年3月24日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>宿毛市加入区</p> <p><b>高知県告示第235号</b></p> <p>漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。</p> <p>平成29年3月24日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>
<p>久通加入区</p> <p><b>高知県告示第225号</b></p> <p>漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。</p> <p>平成29年3月24日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>窪津加入区</p> <p><b>高知県告示第231号</b></p> <p>漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。</p> <p>平成29年3月24日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>藻津加入区</p> <p><b>高知県告示第236号</b></p> <p>漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成25年3月高知県告示第150号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成29年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。</p> <p>平成29年3月24日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>
<p>須崎釣加入区</p> <p><b>高知県告示第226号</b></p> <p>漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。</p> <p>平成29年3月24日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>清水加入区</p> <p><b>高知県告示第232号</b></p> <p>漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112</p>	<p>佐喜浜町加入区</p> <p><b>高知県告示第237号</b></p> <p>漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成25年3月高知県告示第151号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成29年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。</p>





の規定により平成25年3月高知県告示第165号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成29年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

須崎釣加入区

#### 高知県告示第252号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成25年3月高知県告示第166号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成29年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

久礼加入区

#### 高知県告示第253号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成25年3月高知県告示第167号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成29年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

佐賀町加入区

#### 高知県告示第254号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成25年3月高知県告示第168号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成29年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

下田加入区

#### 高知県告示第255号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成25年3月高知県告示第169号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成29年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

以布利加入区

#### 高知県告示第256号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成25年3月高知県告示第170号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成29年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

窪津加入区

#### 高知県告示第257号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成25年3月高知県告示第171号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成29年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

清水加入区

#### 高知県告示第258号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成25年3月高知県告示第172号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成29年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

古満目加入区

#### 高知県告示第259号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成25年3月高知県告示第173号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成29年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

泊浦加入区

#### 高知県告示第260号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項

の規定により平成25年3月高知県告示第174号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成29年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

宿毛市加入区

#### 高知県告示第261号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成25年3月高知県告示第175号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成29年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

藻津加入区

#### 高知県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成29年3月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西土佐松野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐須崎 字九代松802番6から 四万十市西土佐大宮 字山神坊1793番1まで	前	3.7 }	260
	後	8.4 }	260

-----  
海 区 漁 業 調 整  
委 員 会 指 示  
-----

高知海区漁業調整委員会指示第79号

<p>浦ノ内湾におけるあさりの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成29年3月17日に次のとおり指示した。</p> <p>平成29年3月24日 高知海区漁業調整委員会会長 木下 清</p> <p>（採捕の制限）</p> <p>1 浦ノ内湾において、次に掲げる区域内では、あさりを採捕してはならない。ただし、国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、あさりに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他関与を受けて採捕する場合を含む。）を除く。</p> <p>（1） A区域（天皇洲の区域）</p> <p>次の点アから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>点ア 北緯33度26分15.6秒・東経133度25分26.7秒 点イ 北緯33度26分10.0秒・東経133度25分22.8秒 点ウ 北緯33度26分2.2秒・東経133度25分38.9秒 点エ 北緯33度26分6.5秒・東経133度25分51.9秒 点オ 北緯33度26分13.0秒・東経133度25分47.2秒</p> <p>（2） B区域（宇佐大橋の南西側の区域）</p> <p>次の点アから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>点ア 北緯33度26分18.1秒・東経133度26分16.0秒 点イ 北緯33度26分14.2秒・東経133度26分19.0秒 点ウ 北緯33度26分7.9秒・東経133度26分17.2秒 点エ 北緯33度26分6.2秒・東経133度26分10.3秒 点オ 北緯33度26分13.1秒・東経133度26分8.9秒</p> <p>（指示の有効期間）</p> <p>2 この指示の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。</p> <p style="text-align: center;">----- 落 札 公 告 -----</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>平成29年3月24日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 落札に係る購入物品の名称及び数量 高知県庁本庁舎で使用する電気 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県総務部管財課 高知市丸ノ内一丁目2番20号</p>	<p>3 落札者を決定した日 平成29年1月12日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所 伊藤忠エネクス株式会社電力・ガス事業グループ 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号</p> <p>5 落札金額 67,770,495円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>7 政令第6条の公告をした日 平成28年11月22日</p>	
---	---	--